

## 1. 郵送で輸入割当て申請をするときの留意事項

- 各品目の輸入発表で定める申請受付期間の各日の午前11時45分までに当室に到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとします。申請受付最終日の午前11時45分を過ぎた場合は申請を受け付けません。
- 郵送により輸入割当てを申請する場合は、**本人を確認する書類**（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳、個人番号カード等の写しをいう。**名刺は不可。**）の**提出が必要**です。本人を確認する書類は、輸入承認証の交付時に郵送にて返却します。
- 申請書類に関して問い合わせをする場合がありますので、**確実に連絡が取れる連絡先**を（別紙1）様式に記入の上、同封してください。  
なお、国内外の出張等のときでも連絡を取れるようにしてください。**連絡が取れない場合は割当てを行うことができません**のでご注意ください。
- 割当品目、割当方式によって「**輸入（承認・割当）申請書**」の記載方法に違いがあります。**具体的な記載方法は（別紙2）を必ずご確認ください。**
- 郵送申請された場合は、電子申請よりも**交付までに時間を要**します。申請に当たっては、**便利な電子申請をご利用**ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/04\\_suisan/shinsei/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/shinsei/index.html)

## 2. 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 農水産室 宛て

※ 「（品目名・輸入割当方式）申請書類在中」と記入をお願いします。

※ 郵便事故等による未着の場合の対応は当室では行いません。

※ 送付書類の到着の確認が取れるよう、レターパック又は簡易書留等配達記録が残る形での発送をお願いします。

※ 交付する輸入承認証も郵便で送付します。そのため、郵送申請に当たっては、**返送先**（会社名・部署名・担当者名等）を記載したレターパック等、配達記録が残る返送用封筒を必ず同封してください。

なお、返送用レターパックの「ご依頼主様保管用シール」は当室で保存しますので、剥がさないでください。

(別紙1)

申請日( 年 月 日)

割当品目( )

割当方式( )

連絡先

申請者 (輸入者)名		
担当者	会社名	
	氏名	
電話番号		

- ※ 申請書類に関して問合せをする場合がありますので、  
平日の午前9：30～12：00及び午後1：00～5：00に  
確実に連絡がとれる連絡先を登録してください。
- ※ ご連絡が取れず、審査ができない場合、割当てを行うことができません  
のでご留意ください。

別表第一 (記入箇所は赤囲みの範囲)  
T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	経済産業省

輸入(承認・割当)申請書

申請者  
氏名又は名称  
及び代表者の氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 資 格 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_ 申 請 年 月 日 \_\_\_\_\_

△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項  
次の △輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項 の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金額)
①	②	この欄は 記入不要	③	④	⑤ 総額(US\$) この欄は記入不要
備考					

II 輸入割当て

「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、会社名又は個人名(個人の場合は本人、法人の場合は代表権者(代表権を委任されたものを含む。))を、以下「住所」、「電話番号」、「資格(代表取締役などの代表者の役職)」、「申請年月日」を記入

- ①②各輸入発表の「実行関税率表の番号等」「商品名」を全て記入
- ③④輸入する貨物の原産地及び船積地域を国名で記入し、商社割当て(A1,A2)及び需要者割当ての申請において、複数の原産地及び船積地域からの輸入を予定している場合は「etc.」の記入も可能。(etc.のみは不可。例: 国名, etc.)なお、品目によって原産地が制限されている場合があるため各輸入発表を確認すること
- ⑤申請する数量又は金額を記入し、単位(KG,MT,US\$,枚)については各輸入発表を確認すること

【※印又は\*印(以下、印という。)の使用ルールについて】

- ①②⑤はどの割当申請においても記入した内容の両端に印を使用すること
- 漁業者割当て、海外水産開発割当て及び先着順割当ての場合は③④も印を使用すること
- 韓国を原産地とする「水産物」及び「無糖の味付けのり」については、どの割当てでも③は印を使用すること
- 「干しのみ」商社割当て(A1,A2)、「のりの調製品」商社割当て(A1)及び需要者割当てについては③に印を使用すること

(I 申請の明細 記入例)

1 関税率表の 番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位 (金額)
※0801-99-2 08-02 08-03 08-04 08-05 08-09※	※活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ及び乾燥のさば並びにさばの粉及びフィッシュミール※		※Norway※	※Norway※	※100,000KG※  総額(US\$)
備考					

(裏面)

1 ※輸入承認状況(輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量(金額)	未承認数量(金額)	経済産業省又は税関の記名押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関(輸入承認関係)

税関申告番号及び 申告年月日	商品名	送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日 及び税関押印

3 ※銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄(輸入承認関係)

送 金 年 月 日	金 額	銀行等、資金移動業者又は 電子決済手段等取引業者等確認欄

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。  
(2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。  
(3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。  
(4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

郵送申請する場合

【輸入割当申請時の記入について】